

聖籠町告示第11号

聖籠町高齢者タクシー利用料金助成事業実施要綱を次のように定める。

平成31年2月25日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町高齢者タクシー利用料金助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、高齢者がタクシーを利用する場合の費用の一部を助成することにより、高齢者の自立した日常生活を送るために必要な外出支援及び社会参加を促進し、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) タクシー事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う事業者をいう。
- (2) 運転免許証 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証であつて、同法第92条の2に規定する有効期間内のものをいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、町内に住所を有し、かつ、運転免許証を保有していない満80歳以上の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成の対象としない。

- (1) 次に掲げる施設等に入所している者
 - ア 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う住居
 - イ 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
 - ウ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設

エ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院

(2) 聖籠町福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業実施要綱（平成23年聖籠町告示第11号）に基づく助成を受けている者

(3) 聖籠町じん臓機能障害者通院交通費助成要綱（平成10年聖籠町告示第16号）に基づく助成を受けている者

(4) 社会福祉法人聖籠町社会福祉協議会が実施する類似の事業の助成を受けている者

（申請手続）

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、聖籠町高齢者タクシー利用助成券交付申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（助成の決定）

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、聖籠町高齢者タクシー利用助成券交付決定通知書（別記様式第2号）により、適当でないとき、聖籠町高齢者タクシー利用助成不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（助成券の交付）

第6条 町長は、前条の規定により助成の決定をした者（以下「利用者」という。）に対し、聖籠町高齢者タクシー利用助成券（別記様式第4号。以下「助成券」という。）を交付するものとする。

2 助成券は、前条に規定する交付決定をした月から当該年度末までの月数に2を乗じて得た枚数を交付するものとする。

3 助成額は、1枚につき700円とする。ただし、乗車料金が使用する助成券の合計金額に満たないときは、当該乗車料金の額を助成額とする。

4 助成券は、いかなる理由においても再交付しないものとする。

（助成券の有効期間）

第7条 助成券の有効期間は、交付を受けた日の属する年度の末日ま

でとする。

(助成券を利用することができるタクシー事業者)

第8条 助成券を利用することができるタクシー事業者は、町と高齢者タクシー利用料金助成事業に関する契約を締結したタクシー事業者(以下「協力事業者」という。)とする。

(助成券の使用方法)

第9条 利用者は、助成券を使用するときは、後期高齢者医療被保険者証その他の本人確認書類を協力事業者の運転手に提示しなければならない。

2 利用者は、乗車料金から助成額を控除した金額を協力事業者に支払うものとする。

(助成券の精算)

第10条 協力事業者は、毎月10日までに前月の助成額を集計した請求書に助成券を添付し、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、内容を審査し、協力事業者に支払うものとする。

(利用者の資格喪失及び助成券の返還)

第11条 利用者又はその家族は、次の各号のいずれかに該当したときは、聖籠町高齢者タクシー利用助成事業利用資格喪失届(別記様式第5号)に未使用の助成券を添えて町長に届け出なければならない。

(1) 本町に住所を有しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(不正使用等の禁止)

第12条 利用者は、助成券を不正に使用し、又は他人に譲渡してはならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示により新たに助成の対象となる者が助成を受けるために必要な行為その他助成の実施のために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

聖籠町高齢者タクシー利用助成券交付申請書

年 月 日

聖籠町長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____
対象者との続柄 _____

聖籠町高齢者タクシー利用助成事業実施要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

なお、私は本助成事業のすべての交付要件を満たしていることを誓約するとともに、交付要件審査のため、町が公簿等により住民基本台帳の登録及び他の助成事業の利用状況等の私の個人情報を確認することに同意します。

対象者	住 所			
	ふりがな 氏 名		性 別	男 ・ 女
	電話番号		生年月日	
要件	次の要件を満たしています。 <input type="checkbox"/> 聖籠町に住所を有し、満 8 0 歳以上である。 <input type="checkbox"/> 運転免許証を有していない。（自主返納した場合も含む。） <input type="checkbox"/> 介護保険の施設等に入所していない。 <input type="checkbox"/> 次の助成を受けていない。 ・ 聖籠町福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成 ・ 聖籠町じん臓機能障害者通院交通費助成 ・ 聖籠町社会福祉協議会が実施する類似の事業の助成			

※偽りその他不正な手段により助成券の交付を受け、又は使用したときは、利用助成券及び助成した金額について返還していただくことがあります。

別記様式第2号（第5条関係）

聖籠町高齢者タクシー利用助成券交付決定通知書

第 号
年 月 日

（申請者） 様

聖籠町長

年 月 日付けの聖籠町高齢者タクシー利用助成券交付申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 対象者名
- 2 交付決定年月日
- 3 交付枚数

留 意 事 項

- 1 助成券を使用するときは、後期高齢者医療被保険者証等の本人確認書類を運転手に提示してください。
- 2 対象者が次に該当する場合は、速やかに助成券を返還してください。
 - ・町外に転出又は死亡したとき。
 - ・運転免許証を取得したとき。
- 3 介護保険の施設等に入所しているときは、助成券を使用することはできません。

別記様式第3号（第5条関係）

聖籠町高齢者タクシー利用助成不交付決定通知書

第 号
年 月 日

（申請者） 様

聖籠町長

年 月 日付けの聖籠町高齢者タクシー利用助成券交付申請については、次の理由で交付しないことに決定したので通知します。

（交付しない理由）

別記様式第5号（第11条関係）

聖籠町高齢者タクシー利用料金助成事業利用者資格喪失届

年 月 日

聖籠町長 様

届出者 住 所 _____

氏 名 _____

対象者との続柄 _____

次のとおり聖籠町高齢者タクシー利用料金助成事業の利用者資格を喪失したので届け出ます。

対象者	住 所	
	ふりがな 氏 名	
	資格喪 失年月 日	年 月 日
資格喪失の理	<input type="checkbox"/> 町外に転出 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

（添付書類）

- ・ 未使用の助成券